

# 概要版



## 第4次玖珠町地域福祉計画 第6次玖珠町地域福祉活動計画

(令和5年度～令和9年度)



令和5年3月  
玖珠町  
玖珠町社会福祉協議会

# 第4次玖珠町地域福祉計画

## ○ 地域福祉とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしを続けられるよう、地域に暮らす住民の方がそれぞれの役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティをつくることです。

これは「信じ合い、助け合い、互いに違いを認め合い、ともに生きていく」とした玖珠町出身の口演童話家で「日本のアンデルセン」と呼ばれた久留島武彦の考え方に相通するものとなります。

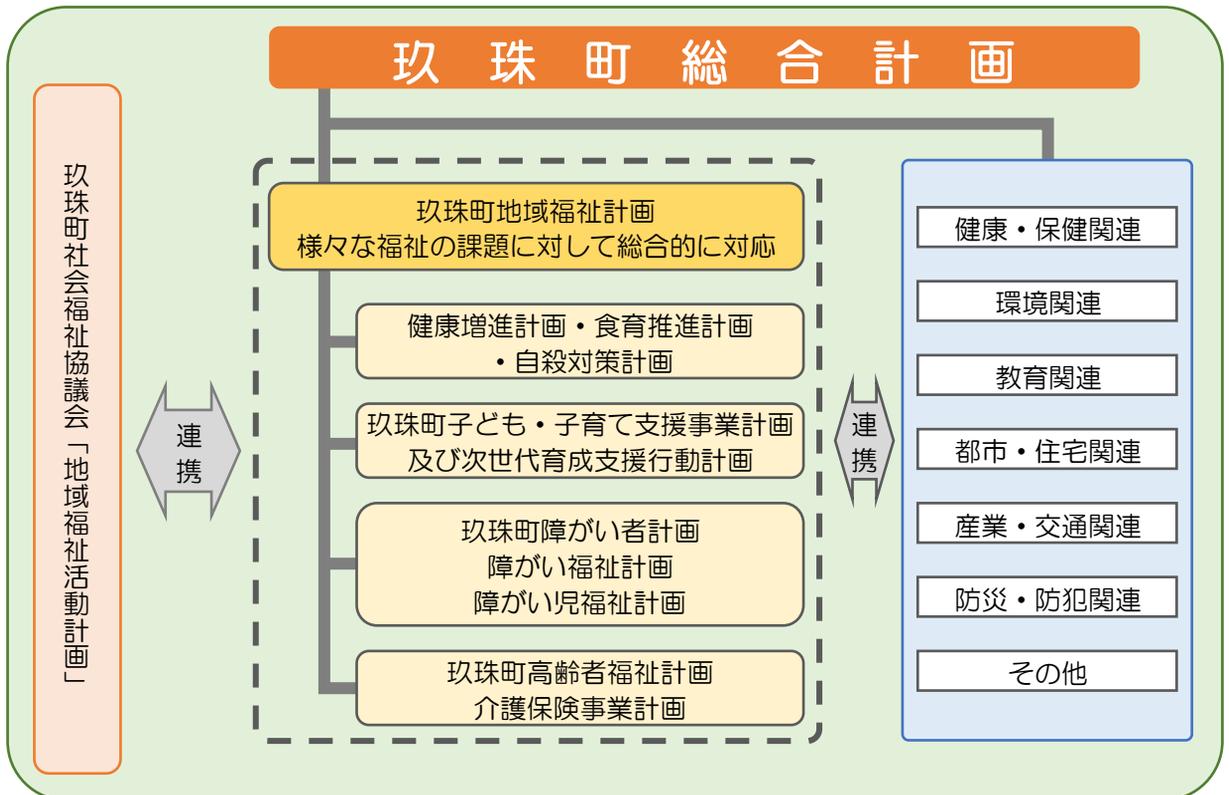
困ったときに助け合う「顔のみえる関係づくり」と、お互いを認め合い支え合う「ともに生きる社会づくり」を目指し、町民、地域、行政が協力・連携して推進します。

## ○ 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するためのものです。

なお、本計画は、「成年後見制度利用促進基本計画」と「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

### ■各計画との関係



# 計画の基本的な考え方

## ○ 基本理念

本計画においては、共通する概念として「健やかに自分らしく生きるまちづくり」を基本理念として設定し、地域住民やボランティア、NPO法人、事業者、自治会、老人クラブなどの団体や福祉関係者などと連携・協力し、地域住民と行政の協働による本町ならではの地域福祉を目指します。

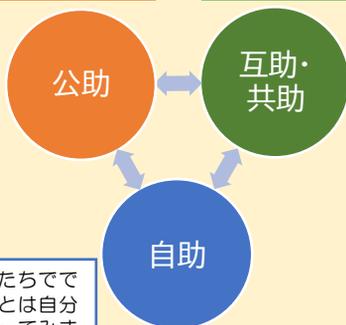
### 基本理念

健やかに自分らしく生きるまちづくり  
～誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う～

## ○ 基本的な視点

行政が住民の自立の支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うことです

「地域の人や組織が協力して解決していきましょう！」ということです。



「自分たちでできることは自分達でやってみましょう！」ということです。

## ○ 基本目標

### 【支え合い】

住み慣れた地域で支え合いがある暮らしの推進

生きがいを持って社会に参加し活躍できる仕組みづくりの推進

互いに支え合える安全・安心な地域づくりの推進

【地域で活躍】

【安全・安心】

## ○ 基本的な取組の方向

### 基本目標Ⅰ 住み慣れた地域で支え合いがある暮らしの推進

感染対策をとった場の開催や機会づくりに向けた検討と調整を行い、引き続き、これらを支える福祉活動団体の活動促進や人材の育成に取り組みます。

### 基本目標Ⅱ 互いに支え合える安全・安心な地域づくりの推進

相談内容に応じた適切な対応に努めるとともに、スムーズに関係する庁内担当課や専門機関等へつなげる相談支援体制を整えた重層的な支援体制を構築・整備していきます。また、福祉分野を超えたいかなる悩みや不安に対しても、柔軟に対応できる連携体制のさらなる強化に取り組みます。

### 基本目標Ⅲ 生きがいを持って社会に参加し活躍できる仕組みづくりの推進

感染対策をとった場の開催や機会づくりに向けた検討と調整を行い、引き続き、これらを支える福祉活動団体の活動促進や人材の育成に取り組みます。

## 基本目標Ⅰ

### 住み慣れた地域で支え合いがある暮らしの推進

(1) 地域の課題発見と支え合い活動の促進

(2) 地域交流の場づくり

(3) 地域の課題発見と支え合い活動の促進

(4) 地域の課題発見と支え合い活動の促進

#### 行政の役割（取組）

##### (1) 地域の課題発見と支え合い活動の促進

- ①地域の課題発見 ②相談体制の確立 ③地域の中での見守り活動の推進
- ④住民自身の日常的な取組の推進 ⑤地域で支え合う仕組みづくりの促進
- ⑥誰もが地域で安心して暮らすための環境整備

##### (2) 地域交流の場づくり

- ①世代間交流の促進 ②地域行事を通じた住民交流の促進
- ③身近で気軽に集える居場所づくり

##### (3) 福祉活動団体の活動促進

- ①社会福祉協議会の機能強化 ②「地域福祉活動計画」との連携強化
- ③民生委員児童委員などへの研修会や講習会の充実
- ④地域福祉におけるNPO活動の育成 ⑤活動団体の相互交流支援

##### (4) 福祉学習の機会創出と推進

- ① 家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供
- ② 学校教育における福祉教育の推進
- ③ 生涯学習活動による住民意識の向上
- ④ 人権尊重に関する啓発・広報活動の推進

## 基本目標Ⅱ

### 互いに支え合える安全・安心な地域づくりの推進

(1) 地域での防災対策の体制整備

(2) 安全に暮らすための防犯対策の充実

(3) 横断的相談体制の整備・拡充

(4) 情報提供の充実

(5) 権利擁護体制の充実

#### 行政の役割（取組）

##### (1) 地域での防災対策の体制整備

- ①地域内での避難行動要支援者支援体制の構築 ②自主防災組織の育成・支援
- ③住民の防災意識の高揚 ④避難場所・情報提供体制の整備充実

##### (2) 地域交流の場づくり

- ①日常的な声かけ見守りの充実 ②地域防犯ネットワークの構築
- ③地域における防犯パトロール組織の整備
- ④地域や学校における犯罪情報の提供 ⑤空き家の適正管理について

##### (3) 横断的相談体制の整備・拡充

- ①庁内の相談機能の充実 ②専門機関における相談窓口の充実
- ③民間機関・施設などの相談体制の充実 ④地域ケアマネジメント体制の充実
- ⑤『制度の狭間』の人に対する分野横断的な支援
- ⑥虐待防止ネットワークの確立 ⑦女性への人権侵害に関する相談の充実

##### (4) 福祉学習の機会創出と推進

- ①家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供
- ②学校教育における福祉教育の推進 ③生涯学習活動による住民意識の向上
- ④人権尊重に関する啓発・広報活動の推進

##### (5) 権利擁護体制の充実

「 玖珠町成年後見制度利用促進基本計画」に記載

## 基本目標Ⅲ

生きがいを持って社会に参加し活躍できる仕組みづくりの推進

(1) 地域の人材発掘・活躍の場の推進

(2) 地域特性に応じた移動手段の確保

### 行政の役割（取組）

#### (1) 地域の人材発掘・活躍の場の推進

- ①地域での雇用の場の創出支援
- ②高齢者の生きがいづくりの推進
- ③ボランティア活動の充実

#### (2) 地域特性に応じた移動手段の確保

- ①公共交通機関の充実
- ②福祉有償サービスなどによる移動手段の充実



# 玖珠町成年後見制度利用促進基本計画（令和5年度～令和9年度）

## 成年後見制度とは

成年後見制度は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者が、財産管理（預貯金管理、相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）等をするときに不利益を生じることがないように、法的に保護し、支援する制度です。

## 計画の基本方針

本町では判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方が多く生活され、成年後見制度の利用は、こうした方々の権利と利益を守る上でも重要なものとなります。

今後は、より一層の利用の促進が図られるよう権利擁護支援の必要な方に適切な成年後見制度の利用を促進し、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○地域連携ネットワークの構築 ○中核機関の整備

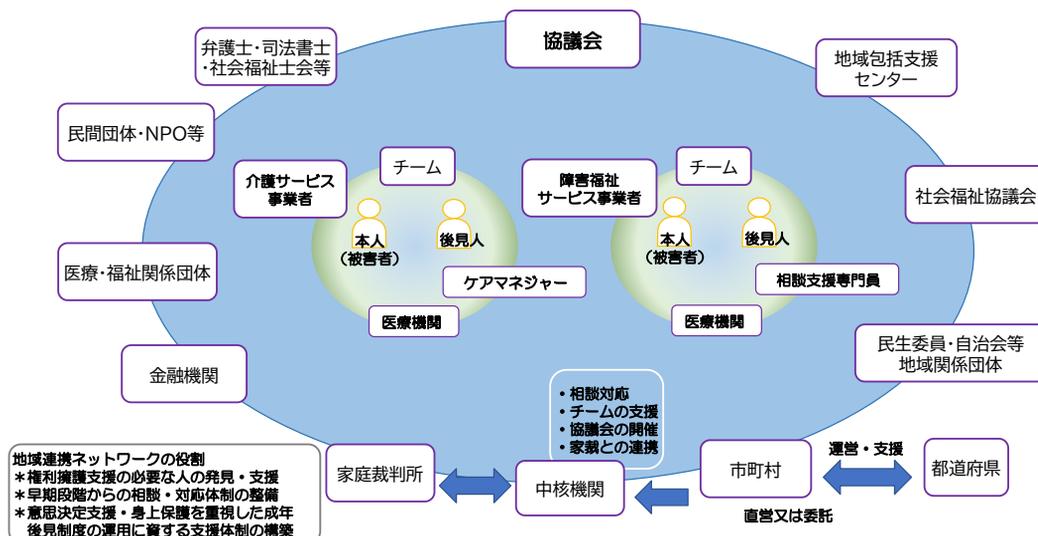
### 基本目標2 制度利用の促進

○成年後見制度の相談対応 ○成年後見制度利用支援事業の実施  
○成年後見制度の周知啓発 ○成年後見制度と他の公的サービスとの一体的提供

### 基本目標3 成年後見制度利用支援

○成年後見制度利用支援事業及びその利用に関する助成制度  
○市民後見人の養成

## 地域連携ネットワークのイメージ



# 玖珠町再犯防止推進計画（令和5年度～令和9年度）

## 計画策定の趣旨

犯罪歴のある人が孤立することのないよう関係機関・団体との連携を強化するとともに、「玖珠町再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止施策を推進していくこととしました。

## 計画の基本方針

国の取組を踏まえ、国や県からの情報の活用や実施する施策への協力等により連携を深めるとともに、地域による関係機関、団体との協働による包括的な支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

### 基本目標1 住居・就労の確保

○公営住宅の募集状況を広報や町ホームページなどを活用し、情報提供を行います。等

### 基本目標2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

○必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。等

### 基本目標3 学校と連携した就学支援の仕組みと非行の防止

○保護司の活動内容の周知、犯罪の未然防止などを目的に、町内の小中学校に保護司が出向く出前講座など、関係団体とともに児童生徒に対して再犯防止の理解の促進を図ります。等

### 基本目標4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

○犯罪や非行をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司の活動を支援するとともに、玖珠保護区保護司会の活動の拠点となる玖珠郡更生保護サポートセンターの支援を行います。また、保護司適任者の安定的確保に向け、玖珠保護区保護司会と協力し、関係機関団体等を対象に保護司の広報・啓発を行います。等

### 基本目標5 再犯防止関係機関等との連携強化

○県が開催する再犯防止に関する研修や会議に参加し、県や関係機関との連携を図ります。等

# 第6次玖珠町地域福祉活動計画

## ○ 地域福祉計画とは

「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進主体である社会福祉協議会が、地域の皆さんや社会福祉に関係する方々とともに進めていく福祉活動プランです。

また、地域が直面する様々な生活課題・地域課題について、そこに暮らす方々が真摯に話し合い、地域住民の自主的・主体的な活動を明らかにする民間の活動・行動計画でもあります。

## ○ 第6次地域福祉活動計画 取組内容

### 基本目標Ⅰ 住み慣れた地域で支え合いがある暮らしの推進

#### (1) 地域の課題発見と支え合い活動の推進

	R5	R6	R7	R8	R9
支え合いマップ作成支援	継続	→			
地域課題などの話し合いの場 (大区等での話し合いの箇所数)	5	10	15	20	20
支え合い活動支援	継続	→			

#### (2) 地域交流の場づくり

	R5	R6	R7	R8	R9
交流の場づくり支援 (サロン・地域食堂などの数)	90	92	94	96	100
健康・生きがいづくり支援 (週1体操教室・ふれあい菜園などの数)	60	62	64	66	70
地域行事などへの支援・協力	継続	→			

#### (3) 福祉活動団体の活動促進

	R5	R6	R7	R8	R9
4地区コミュニティとの連携強化	継続	→			
地域の活動団体との連携 (自治委員と民生委員懇談会の開催箇所数)	5	10	15	20	20
地域福祉活動研修会の開催	1	1	1	1	1

#### (4) 福祉学習の機会創出と推進

	R5	R6	R7	R8	R9
ボランティア養成講座の開催	4	4	4	4	4
福祉活動の研修会・出前講座の開催	5	5	5	5	5
福祉教室などの開催	2	2	3	3	3
認知症サポーター養成講座の開催	10	10	10	10	10

## 基本目標Ⅱ 互いに支え合える安全・安心な地域づくりの推進

### (1) 地域の課題発見と支え合い活動の推進

	R5	R6	R7	R8	R9
支え合いマップ活用支援	継続	→			
研修会などの開催	1	1	1	1	1
避難・防災訓練の支援	4	8	12	16	20
災害ボランティアセンター運営訓練	継続	→			

### (2) 安全に暮らすための防犯対策の充実

	R5	R6	R7	R8	R9
声かけの推奨	継続	→			
防犯関係機関との連携	継続	→			
認知症声かけ模擬訓練の実施	4	4	4	4	4

### (3) 横断的相談体制の整備・拡充

	R5	R6	R7	R8	R9
職員のスキルアップ	継続	→			
関係機関との連携強化	継続	→			
多機関協働の調整会議	5	5	5	5	5

### (4) 情報提供の充実

	R5	R6	R7	R8	R9
広報「めるへん」の発行（隔月）	継続	→			
パンフレットやチラシによる 情報提供	継続	→			

### (5) 権利擁護体制の充実

	R5	R6	R7	R8	R9
権利擁護支援センターの充実	新規	→			
成年後見・権利擁護の周知	継続	→			

## 基本目標Ⅲ 生きがいを持って社会に参加し活躍できる仕組みづくりの推進

### (1) 地域の人材発掘・活躍の場の推進

	R5	R6	R7	R8	R9
学習会や交流会の開催 （サロン交流会、養成講座などの数）	3	3	3	3	3
新規ボランティアの登録者数	15	15	15	15	15
活動団体の組織づくり支援 （住民型有償サービスの数）	3	3	4	4	4

### (2) 地域特性に応じた移動手段の確保

	R5	R6	R7	R8	R9
くらサポの外出付添支援の情報提供	継続	→			
新たな移動手段の検討	検討	→		実施	→

## ○ 4地区小地域福祉活動計画

森 地 区	<p>【スローガン】 未来へつなごう 笑顔と支え合いの森</p> <p>実践目標①誰でも気軽に集まれる場・機会をつくろう 実践目標②つながろう！地域の輪 実践目標③地域のことを話し合う場をつくろう 実践目標④地域の防災意識を高める</p>
玖 珠 地 区	<p>【スローガン】 みんな笑顔でつながろう ～いつでも どこでも だれとでも～</p> <p>実践目標①ともに集い ともに語らい ともに笑顔の一日を 実践目標②暮らしのサポート体制の充実 実践目標③地域でつくる話し合いの場をつくろう 実践目標④災害に強い玖珠地区</p>
北 山 田 地 区	<p>【スローガン】 老いも若きも明るく元気な！♡北山田</p> <p>実践目標①多世代交流の輪を広げよう 実践目標②地域で有償サービスをつくろう 実践目標③地域全体で見守り・声かけ・支え合い 若者よ主役 は君たちだ！ 実践目標④防災意識を高めよう</p>
八 幡 地 区	<p>【スローガン】 声かけ合って みんなが集う 八幡の里</p> <p>実践目標①みんなで楽しい祭りをつくる！ 実践目標②見守りと支え合いを充実する 実践目標③話し合う機会と組織をつくろう 実践目標④定期的に防災訓練をしよう</p>



## 第4次玖珠町地域福祉計画 第6次玖珠町地域福祉活動計画

発行年月：令和5年3月

発行者：玖珠町 福祉保険課

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

電話：0973-72-1115 / Fax：0973-72-2112

社会福祉法人 玖珠町社会福祉協議会

〒879-4405 大分県玖珠郡玖珠町大字岩室24番地の1

玖珠町総合福祉センター内

電話：0973-72-5513 / Fax：0973-72-2816